

## 第1章 総 則

### 第1条 (約款の適用)

株式会社STNet (以下「当社」といいます)は、このNetwaveCATVインターネットサービス契約約款 (以下「約款」といいます)に就し、NetwaveCATVインターネットサービスを提供します。本約款において、宇和島ケーブルテレビ株式会社は「UCAT」としております。

### 第2条 (約款の変更)

- 当社は、お客さまの承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなるお客さまに対し、事前にその内容についてご通知します。

### 第3条 (用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用 語                         | 用語の意味  |
|-----------------------------|--|
| (1)Netwave CATV インターネットサービス | 当社が当社の通信設備および電子計算機等ならびに第一種電気通信事業者の電気通信回線を使用して、お客さまに提供するインターネットプロトコルによる電気通信サービス               |
| (2)利用契約                     | NetwaveCATVインターネットサービスの提供を受けるための契約   |
| (3)お客さま                     | 当社と利用契約を締結している者  |
| (4)顧客設備等                    | お客さまがNetwaveCATVインターネットサービスの提供を受けるため、電気通信回線を経由して接続したお客さまが管理する端末装置、電子計算機およびその他の機器             |
| (5)サービス用設備                  | NetwaveCATVインターネットサービスを提供するために当社が設置した、当社の通信設備および電子計算機等(電子計算機の本体、入出力装置、その他の機器およびソフトウェア)をいいます) |
| (6)サービス用通信回線                | NetwaveCATVインターネットサービスを提供するため、サービス用設備と他のインターネット事業者との間およびサービス用設備相互を接続する第一種電気通信事業者の電気通信回線      |
| (7)アクセス回線                   | 顧客設備等をサービス用設備に接続するために、当社が利用するUCATのCATV回線   |
| (8)ネットワーク接続装置               | NetwaveCATVインターネットサービスを提供するためにアクセス回線と顧客設備等を接続する装置  |
| (9)ユーザID                    | NetwaveCATVインターネットサービスを利用するお客さまに当社が付与する情報 (お客さま番号、電子メールアドレス等)                                |
| (10)保安器                     | 顧客設備等への落雷及び直流の侵入を防止するため、UCATのCATV回線と顧客設備等との接続点に設置されるもの。                                      |

### 第4条 (サービスの提供区域)

当社がこの約款で提供するサービスの提供区域は、UCATのサービスエリア内とします。

## 第2章 NetwaveCATVインターネットサービスの内容

### 第5条 (サービスの種類および内容)

NetwaveCATVインターネットサービスの種類と内容が附表1に規定するとおりとします。

## 第3章 利用契約の締結等

### 第6条 (最低利用期間)

NetwaveCATVインターネットサービスの最低利用期間は、利用契約毎に利用契約開始月から起算して1ヶ月とします。ただし、Myサーバの最低利用期間は年利用期間6ヶ月、オプションサービスの最低利用期間は別に定めるサービスガイドによります。

### 第7条 (利用申込)

NetwaveCATVインターネットサービスの利用契約の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出していただくことにより行います。

### 第8条 (利用契約の成立)

利用契約は、前条の申込に対し当社が当社所定の申込が承諾書を発行することにより承諾し成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないもの、あるいは承諾後であっても承諾の取り消を行うことがあります。

- 申込書に虚偽の事実の記載があったとき
  - 申込者がNetwaveCATVインターネットサービス料金 (以下「サービス料金」といいます)等の支払いを怠るおそれがあるとき
  - 申込者が第21条 (利用の停止) に該当するとき
  - 当社の業務の遂行上または技術的に著しく困難があるとき
  - 申込に係るNetwaveCATVインターネットサービスを提供するためのCATV回線の設置について、UCATの承諾が得られないとき
  - 申込者が当社またはNetwaveCATVインターネットサービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき
  - その他(1)から(6)までで類する事象があるとき
2. 前頁の規定により、NetwaveCATVインターネットサービスの利用を承諾しかねる場合は、当社は、申込者に対し、書面を持ってその旨をご通知します。
3. 当社はNetwaveCATVインターネットサービスの種類により、ユーザIDを決定した場合は、第1項の承諾のときにこれをお客さまにご通知します。

### 第9条 (ユーザIDおよびパスワードの管理責任)

お客さまは、当社が付与したユーザIDまたはパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入などすることはありません。お客さまは、この約款に基づき付与されたユーザIDおよびパスワードの管理責任を背負うものとし、当社は責任を負えることのないものとします。

2. お客さまは、ユーザIDまたはパスワードが盗用され、または盗用される可能性があることが判明した場合は、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。

### 第10条 (利用契約に基づく権利譲渡の禁止)

お客さまは、第11条 (お客様の地位の承継等) に規定する場合を除き、利用契約に基づいてNetwaveCATVインターネットサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

### 第11条 (お客様の地位の承継等)

相続または法人の合併によりお客さまの地位の承継があったときは、地位の承継をした者は、承継をした日から30日以内に当社所定の書類を当社に提出していただきます。

2. 当社はお客さまについて次の変更があったときは、そのお客さままたはそのお客さまの業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、前頁のお客さまの地位の承継があったものとみなして前頁の規定を準用します。

- 個人から法人への変更
- お客さまである法人の業務の分割による新たな法人への変更
- お客さまである法人の業務の譲渡による別法人への変更
- お客さまである法人格を有しない、社団の代表者の変更

(5)その他(1)から(4)までで類する変更

### 第12条 (お客さまの氏名等の変更)

お客さまは、その氏名もしくは名称または住所もしくは所在地について変更があったときは、変更があった日から30日以内に当社所定の書類を当社へ提出していただきます。

2. お客さまは、前頁に定める場合を除き、利用契約の申込書に記載の事項を変更しようとするとき (顧客設備等の追加、変更、削除等を行うことを含みます)は、当社所定の書類に変更事項、変更予定日等を記入して、変更事項ごとに別途定める期日までに当社に提出していただきます。

### 第13条 (お客さまの義務)

お客さまがNetwaveCATVインターネットサービスを経由して国内外の他のネットワークと通信を行う場合、お客さまは該事由すべてのネットワークの規則に従うものとします。特に研究ネットワークは、営目的として利用しないものとします。

### 第14条 (禁止事項)

お客さまは、NetwaveCATVインターネットサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとし

- 他人の知的財産権 (著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為
- 脅迫行為、民衆的・人種的差別につながる行為
- 詐欺、規制物の盗用、児童売買、預貯金口座及び携帯電話の盗かど売買、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは煽動する行為
- ねせつ、児童ポルノ、猥褻若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は転載する行為、またはこれらを取り除いた複製物を販売する行為、またはその送信、表示、販売を謀ごさせる広告を表示または送信する行為
- 法を超越した又は超越するおそれのある営業行為 (無償垂聴講 (ネズミ講) の販売若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な選挙応援活動、)
- NetwaveCATVインターネットサービスにより利用しうる機能を改ざんし、又は消去する行為
- 他人に代りましてNetwaveCATVインターネットサービスを利用する行為 (偽装するためにメールアドレス等の部分に加工を行う行為を含みます。)
- 他の契約者等の個人情報を収集又は転載する行為
- 有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- 画面上での会話の遅れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪影響を及ぼすおそれのある行為
- 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為
- 継続的に大量のトラフィックを送受信し、当社若しくは他社の電気通信設備の利用若しくは容量に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- 違法行為 (1)から(17)までの各条の盗難、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引し(他人に依頼することを含む)する行為
- 人の被害見舞いの画像等の残像が情報、動物を殺傷、虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- 人を自殺に誘ふまたは勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の拜辞を紹介するなどの行為
- その行為が前各号の、いずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為
- 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い、情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして転載させることを助長する行為
- 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為
- NetwaveCATVインターネットサービスの一部または全部を第三者 (同一契約者回線等を使用する同僚の家族等)を除きます) に利用させたり、転貸する行為
- その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為
- その他、当社が不適切と判断する行為

## 第4章 回 線

### 第15条 (サービス用通信回線)

当社は、第一種電気通信事業者の提供する通信回線を使用してNetwaveCATVインターネットサービスを提供します。

## 第5章 顧客設備等

### 第16条 (顧客設備等の設置)

お客さまは当社からNetwaveCATVインターネットサービスの提供を受けるにあたっては、自らの費用で、顧客設備等を設置していただきます。

2. お客さまが使用する顧客設備等は、当社が提示する技術的事項と適合する機器とします。ただし、NetwaveCATVインターネットサービスの種類により個別に当該技術的事項を提示することがあります。

3. NetwaveCATVインターネットサービスにおける技術的事項は、別途定めず。

### 第17条 (当社のネットワーク接続装置)

お客さま側に設置するネットワーク接続装置は、原則として、当社が設置し、アクセス回線と顧客設備等とを接続します。

2. アクセス回線および当社のネットワーク接続装置を設置する場所を、お客さまに提供していただきます。

3. お客さま側に設置する、当社のネットワーク接続装置に関して必要となる電料は、お客さまに提供していただきます。

4. お客さま側に設置する当社のネットワーク接続装置について、お客さまは、次のことを守っていただきます。

- 当社の承諾がある場合を除き、当社のネットワーク接続装置の停止、移動、取外し、変更、分解または破壊をしないこと
- 当社のネットワーク接続装置を善良な管理者の注意をもって管理すること
- 前頁の規定に違反して当社のネットワーク接続装置を丢失または破壊したときは、お客さまは、お客さまの負担において、当該装置を回復または修理するものとします。

### 第18条 (異常が生じた場合の措置)

お客さまが申しこられた当社のネットワーク接続装置が正常に機能しないときは、お客さまは、直ちにその旨を当社にご通知するものとします。

2. 前頁の取外があったときは、当社の社員または当社が指定する者がその原因を調査し、及び当該装置の修理を行うものとなります

3. 前頁の調査の結果、当社のネットワーク接続装置は故障がないことが明らかになったときは、お客さまは、当社に対し、当該装置に関して要した費用を支払うものとします。

4. 第2項の調査の結果、当社のネットワークが接続装置に故障があり、当該故障がお客さまの責に帰すべき事由により生じたときは、当該故障の調査及び修理に関して要した費用は、お客さまに負担していただきます。

### 第19条 (お客さまの維持責任)

お客さまはNetwaveCATVインターネットサービスの遂行に支障を与えないために、顧客設備等を正常に稼働するよう維持していただきます。

2. お客さまは、当該業務の遂行に支障がないと認められた場合を除いて、顧客設備等に他の機械、付加物品等を取りつけないものとします。

## 第6章 利用の中止および停止ならびにサービスの廃止

### 第20条 (利用の中止)

当社は、次の場合には、NetwaveCATVインターネットサービスの提供を中止することがあります。

- サービス用設備の保守上または工事をやむを得ないとき、および障害などやむを得ない事由があるとき
- 第一種電気通信事業者の都合によりサービス用通信回線の使用が不可能なとき
- 当社が接続する他のインターネット事業者の都合によりサービスの提供が不可能なとき
- その他(1)から(3)までで類する事象

2. 当社は、前頁の規定によりNetwaveCATVインターネットサービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨をお客さまにお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第21条 (利用の停止)

当社は、お客さまが次の、いずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、NetwaveCATVインターネットサービスの利用を停止することがあります。

- サービス料金を、お客さまが約款に基づき、当社に支払うべき料金をその支払期日を経過してもなお支払わないとき
- 第9条 (ユーザIDおよびパスワードの管理責任)、第14条 (禁止事項)、第16条 (顧客設備等の設置) 第2項、第17条 (当社のネットワーク接続装置) 第4項、または第19条 (お客さまの維持責任) の規定に違反したとき
- 違法に、または明らかなに公序良俗に反する態様においてNetwaveCATVインターネットサービスを使用したとき
- 当社が提供するサービスを直営または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてNetwaveCATVインターネットサービスを使用したとき
- その他(1)から(4)までで類する事象のとき

2. 当社は、前頁の規定によりNetwaveCATVインターネットサービスの利用停止をするときは、その理由、利用停止をする日および期間をあらかじめお客さまにお知らせします。

3. 第1項の規定によりNetwaveCATVインターネットサービスの提供が停止された期間のサービス料金は、当該NetwaveCATVインターネットサービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

### 第22条 (サービスの廃止)

当社は、都合によりNetwaveCATVインターネットサービスの特定の種類のサービスを廃止することがあります。

2. 当社は、前頁の規定によりサービスを廃止するときは、お客さまに対し廃止する日の3ヵ月前までに、書面によりその旨をご通知します。

## 第7章 利用契約の解約

### 第23条 (お客さまが行う利用契約の解約)

お客さまは、当社所定の書類を解約するNetwaveCATVインターネットサービスの種類、解約日等当社の指定する事項を記入のうえ、解約希望月の20日までに、当社にご通知していただくことにより、いつでも利用契約を解約することができます。ただし、第6条 (最低利用期間) の最低利用期間内で利用契約を解約する場合は、第28条 (最低利用期間内に解約した場合は料金) の料金を適用します。

### 第24条 (当社が行う利用契約の解約)

当社は、第21条 (利用の停止) の規定によりNetwaveCATVインターネットサービスの利用を停止されたお客さまが第21条 (利用の停止) の期間中にその事由を解消しない場合は、その利用契約を解約することがあります。

2. 当社は、お客さまにおいて手帳の不渡りまたは基礎申告立て等の理由により債務の履行が困難になったときは、第21条 (利用の停止) 及び前頁の規定にかかわらず利用の停止をしないですてその利用契約を解約することがあります。

3. 当社は、第1項及び第2項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめお客さまにその旨をお知らせします。

## 第8章 料金等

### 第25条 (料金の適用)

サービス料金は、別表2料金表に規定するとおりとします。

### 第26条 (料金の償償方法)

サービス料金は、NetwaveCATVインターネットサービスの利用に關し、利用申込を承諾した時に発生する初期費用、サービスを利用するための月謝料金および契約事項の変更があった場合に発生する費用があります。このうち、初期費用は、利用契約成立の際に一時的に発生する費用です。

2. サービス料金のうち月謝料金については、次のとおりです。

- 月謝料金は、お客さまが使用するNetwaveCATVインターネットサービスの種類に応じて定まる基本サービスの月額料とオプションサービスの利用料を合計した毎月一定額の料金です。
- 月の途中で利用契約が開始された場合も、当月分よりお客さまに月謝料金の全額を請求いたします。
- 月の途中で利用契約が解約された場合も、当月分までお客さまに月謝料金の全額を請求いたします。
- 当社の責めに帰すべき事由によりNetwaveCATVインターネットサービスが全く利用できない状態 (全く利用できない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。) が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時点で連続して24時間以上の期間 (以下「利用不報期間」といいます。) 当該状態が継続したときは、当社は、お客さまに対し、お客さまからの利用不報期間分の減額請求に基づき、利用不報期間を24で除した数 (1数点以下の端数は、切り捨てます) に月謝料金の30分の1を乗じて算出した額 (1円未満の端数は、切り捨てます) を、お客さまが当社に支払うべきこととなるNetwaveCATVインターネットサービスの料金から減額します。ただし、お客さまが当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日まで当該請求をしなかったときは、お客さまは、その権利を失うものとします。

### 第27条 (サービスの種類を変更した場合の料金)

サービスの種類を変更 (以下「契約変更」といいます) した場合、契約変更後のサービスが新たに発生したのものとして、変更後のサービスに対して初期設定費等を請求いたします。

2. 契約変更があった場合の月謝料金は、次のとおりとします。

- 月謝料金が種類となる契約変更の場合の料金は、変更前契約の最低利用期間が経過するまでは、変更前契約の当該サービス料金を、最低利用期間経過後は、変更後契約の当該サービス料金を、それぞれ適用します。
- 月謝料金が種類となる契約変更の場合の料金は、変更前契約が終了および変更後契約の開始が契約変更月にあったものとして、契約変更月より変更後のサービス料金を適用します。
- 契約変更後の最低利用期間は、契約変更月から起算します。

### 第28条 (最低利用期間内に解約した場合の料金)

NetwaveCATVインターネットサービスを第6条 (最低利用期間) の最低利用期間内に解約した場合の

サービス料金の額は、課金開始月から当該最低利用期間の末日までのサービス料金の額とします。

#### 第29条(料金の支払方法および支払期日)

- お客様は、サービス料金を当社がその収納を委託するUCATに対して支払っていただきます。お客様のUCATに対する支払をもって、当社に対する支払義務が履行されたものとします。
- お客様は、サービス料金を当社がUCATを通じて指定する方法により支払うものとします。
- お客様は、サービス料金を当社がUCATを通じて指定する期日(以下「支払期日」といいます)までに支払うものとします。
- お客様は、サービス料金を支払期日の到来する順期に従って支払うものとします。

#### 第30条(割増金)

お客様は、サービス料金の支払を不去に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社がUCATを通じて指定する期日までに支払うものとします。

#### 第31条(延滞利息)

お客様は、サービス料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社がUCATを通じて指定する期日までに支払うものとします。

#### 第32条(消費税)

お客様が当社に対しNetwaveCATVインターネットサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が課税されるものとされているときは、お客様は、当該債務を支払う際、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

### 第9章 お客様情報の保護

#### 第33条(お客様情報の保護)

- 当社は、NetwaveCATVインターネットサービスの提供に際して知り得たお客様の情報を、お客様の承諾を得た場合、法令に基づき利用、又は提供しなされなければならない場合を除き、第三者に開示しないものとします。
- 当社がこのサービス料金を他の者を委託する者に対して、収納に必要な情報を提供することをお客様は、あらかじめ承認するものとします。

### 第10章 損害賠償

#### 第34条(損害賠償の限度)

- 第一種電気通信事業者の提供する電気通信業務、または、国外の電気通信事業者の責に帰すべき事由を原因として、NetwaveCATVインターネットサービスの利用不能状態が生じたことによりお客様が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被ったお客様に対し、その請求に基づき、当社が当該第一種電気通信事業者等から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます)を限度として、損害の賠償をします。
- 前項のお客様が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全てのお客様の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、お客様の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各お客様に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該お客様の損害の額が当該損害を被った全てのお客様の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

#### 第35条(免責)

当社は、前条(損害賠償の限度)の場合を除き、お客様がNetwaveCATVインターネットサービスの利用に際して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく場合はこの限りではありません。

#### 第36条(情報の管理)

お客様は、NetwaveCATVインターネットサービスを利用して受信し、又は送信する情報は、NetwaveCATVインターネットサービスの設備又は装置の故障によるその消失を防止するための措置を採っていただきます。

#### 第37条(責任の分界点)

加入者専用回線を利用するNetwaveCATVインターネットサービスにおいては、ネットワーク接続装置とお客様の設備を接続するイーサネットの端末接続装置間の接続点を責任分界点とします。ただし、保安器の出力端子からネットワーク接続装置の間についてはお客様の責任といたします。

### 第11章 雑則

#### 第38条(協議)

この規約に定めのない、実施に必要な細目については、お客様と当社との協議によって定めます。

### 附 則

(実施期日)

- この規約は、平成20年5月1日から実施します。

(経過措置)

- この改訂日規定実施日以降NetwaveCATVインターネットサービスあかりに係る契約を新たに締結しません。
- この改訂日規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払又は支払がなされなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお前項のとおりとします。

### 附 則

(実施期日)

- この改訂日規定は、平成21年2月1日より実施します。

(経過措置)

- この改訂日規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払または支払がなされなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお前項のとおりとします。

### 【別表1】

#### 1. NetwaveCATVインターネットサービスの種類

| 種 類    | 内 容  |
|--------|--|
| あかり    | CATV回線を利用し、お客様の端末を接続するサービスです。あかりネット会員専用サービスです。個人で、非営利目的に限りします。           |
| ハイスピード | CATV回線を利用し、お客様の端末を接続するサービスです。個人で、非営利目的に限りします。                            |
| プレミア   | CATV回線を利用し、お客様の端末を接続するサービスです。個人で、非営利目的に限りします。                            |
| オフィス   | CATV回線を利用し、お客様の端末を接続するサービスです。  |
| Myサーバ  | CATV回線を利用し、IPアドレス1個を固定して提供するサービスです。オプションサービスは、ありません。                     |
| 備 考    | オプションサービスの詳細は、別に定めるサービスガイドを参照して下さい。当社は、お客様の要請により、上記以外の種類について提供することがあります。 |

#### 2. サービス時間

毎日 0時～24時とします。

また、当社の設備の保守等の都合で事前断りの上、運休することがあります。

### 【別表2】

#### 1. NetwaveCATVインターネットサービスの料金

・基本サービス

| 種 類                               | 料 金   |
|-----------------------------------|---|
| あかり<br>初期限定費(加入時のみ)<br>接続料(月額)    | 2,000円/回線(税込) 2,100円/回線)<br>1,900円/回線(税込) 1,995円/回線)  |
| ハイスピード<br>初期限定費(加入時のみ)<br>接続料(月額) | 2,000円/回線(税込) 2,100円/回線)<br>3,500円/回線(税込) 3,675円/回線)  |
| プレミア<br>初期限定費(加入時のみ)<br>接続料(月額)   | 2,000円/回線(税込) 2,100円/回線)<br>3,800円/回線(税込) 3,990円/回線)  |
| オフィス<br>初期限定費(加入時のみ)<br>接続料(月額)   | 2,000円/回線(税込) 2,100円/回線)<br>6,800円/回線(税込) 7,140円/回線)  |
| Myサーバ<br>初期限定費(加入時のみ)<br>接続料(月額)  | 15,000円/回線(税込)15,750円/回線)<br>9,500円/回線(税込) 9,975円/回線) |

CATV回線をインターネット接続に利用するためにはUCATに対して加入金、引込工事費、宅内工事費が別途必要となります。利用するCATV回線の設置状況により必要でない場合もあります。また、その他の費用は別に定めるサービスガイドを参照して下さい。

## NetwaveCATVインターネットサービス(UCAT) 契約約款

平成21年2月  
株式会社STNet